

第6章 地域福祉

第1節 児童福祉

1 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活支援を行う。

平成30年度 母子生活支援施設措置該当なし

2 児童虐待

児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、児童福祉司(兼務職員)4名、児童心理司(兼務職員)3名、保健師1名、児童福祉サポーター1名を配置し相談援助業務を行う。平成30年度の児童虐待に関する新規相談対応件数は、173件である(表1-1～表1-5)。

児童虐待に関する相談状況

表1-1 児童の年齢 平成30年度(単位:件)

0歳～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生	その他	合計
32	37	66	27	10	1	173

表1-2 主な虐待内容 平成30年度(単位:件)

身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
39	48	84	2	173

表1-3 主な虐待者 平成30年度(単位:件)

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
73	15	81	0	4	173

表1-4 相談経路 平成30年度(単位:件)

児相	家族	親戚	近隣知人	保健所医療機関	児童本人	福祉事務所	児童委員	児童福祉施設	警察	学校・教委	市町	認定こども園	その他	合計
26	17	0	17	3	0	16	0	6	63	21	1	0	3	173

表1-5 対応状況 平成30年度(単位:件)

助言指導	継続指導	児童福祉施設入所	里親委託	児童福祉司指導	その他	合計
11	126	13	1	14	8	173

助言指導:1～4回以内の面接・助言にて、終結、又は要保護児童対策地域協議会に繋いだもの

継続指導:4回以上の面接・助言にて終結、又は虐待進行管理台帳に載せて管理しているもの

児童福祉施設入所:乳児院、児童養護施設等に措置入所したもの

(児童福祉法第28条における、家庭裁判所の承認を得て行う強制的な措置入所も含む)

里親委託:里親に委託したもの

児童福祉司指導:児童福祉法第27条第1項第2号による措置

*平成22年度より、中央児童相談所に報告し対応した件数に準じる。

3 その他児童相談

平成30年度対応した相談件数は626件である
(前表の173件の相談を除く)

表2-1 主な相談内容と件数

平成30年度(単位:件)

養護	知的障害	肢体不自由	視覚聴覚障害	言語	発達	重度心身障害	不登校	性格行動	ぐ犯	触法	保健	適性	しつけ育児	その他	合計
319	196	2	7	0	12	5	12	26	29	13	1	0	1	3	626